

日本学生支援機構奨学金の 貸与を受けていた在学生の方へ！！

在学猶予の手続きはお済みですか？

大学・短大・大学院・専修学校などに在学中の方は、『在学届』の提出により返還期限が猶予されます（在学猶予）。

在学猶予を希望される方は、至急在学学校へ届け出てください。

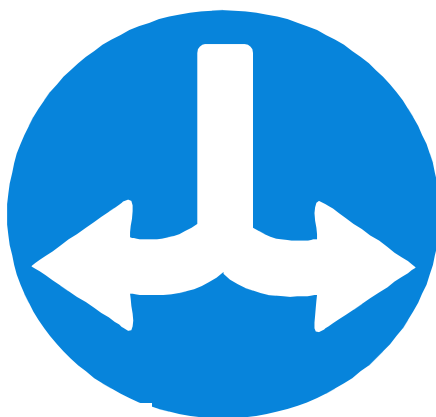
在学届用紙は「返還のてびき」または日本学生支援機構ホームページ
(<http://www.jasso.go.jp/henkan/todokede/index.html>) にあります。

在学届に関するお問合せは在学している学校へ

高校、大学等で奨学金を借りて 貸与終了後、学校に在学している場合

◆在学猶予を希望する場合

⇒ 在学している学校に
「在学届」を提出



◆返還を始める場合

⇒「リレー口座加入申込書」を
金融機関に提出

<在学猶予に該当するのは…>

- ① 奨学金を借りていた者が進学した場合
 - ② 奨学金の貸与終了後も引き続き学校に在学（留年中を含む）している場合
- （注）現在、奨学金貸与中の方は自動的に在学猶予となります。

※在学猶予を希望しない場合は、返還開始となります。